

【国民生活に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成4年8月に設置されて以来、今期3年間のテーマを「本格的高齢社会への対応」とし、調査を続けてきた。

調査の初年度においては、高齢社会の現状と課題について概観するとともに、高齢者の介護と生活環境の整備の問題を中心に10項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、平成5年8月、議長に提出した。

また、2年度目においては、前年度の提言についてのフォローアップを行うとともに、高齢者福祉の視点から、家族、医療、生活保障の3つの分野について検討を加え、14項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、平成6年6月、議長に提出した。

3年度目の調査に入った前国会においては、前年度の提言についてのフォローアップを行うとともに、本格的高齢社会に対応するための施策はいかにあるべきか、その基本理念・施策の基本的な在り方等に関して調査を行った。

今国会においては、調査会設置の趣旨を踏まえ、これまでの調査結果に基づく立法措置を視野に入れ議論を進めた。その結果、高齢社会における施策の総合的推進を図るための基本的な法律の制定が必要であるとの共通認識を確認した。

この共通認識の下に、高齢社会対策の基本的方向等を内容とする法律骨子案について協議を重ね、6月2日の調査会において、各会派の総意をもって高齢社会対策基本法案を起草、提出した。

同法案は、同5日の参議院本会議で全会一致をもって可決、衆議院へ送付され、衆議院で継続審査となった。

また、6月16日の調査会において、3年間にわたる調査を踏まえ、**高齢社会対策基本法案**を提出するに至るまでの調査の概要等について取りまとめた調査報告書の提出を決定し、これを議長に提出するとともに、同日の本会議において、会長がその概要を報告した。

〔調査の概要〕

我が国は世界に例を見ない急速な高齢化が進展する中で、これらの変化に対応する社会のシステムが必ずしも十分ではなく、国民の間に高齢化や自らの高齢期に対する不安が生じている。

このような状況にかんがみ、本調査会は、21世紀の本格的な高齢社会に備え、残された貴重な期間内に国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる

社会を実現するため、高齢社会対策の基本理念としてあるべき社会の姿を明示するとともに、その方向に沿って、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進し、社会のシステムを再構築する必要があるとの認識に至った。

このため、高齢社会対策の基本理念として、「公正で活力ある社会」、「地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」、「健やかで充実した生活を営むことができる社会」を構築すべきことを明らかにした。

また、基本理念を実現するため、国民生活の基本となる就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境の4つの分野のシステムについて、具体的な施策を実施する上での基本的な考え方を明らかにした。なお、施策の実施に当たっては、関係行政機関の施策について総合的に調整し、実施していく推進体制が必要であることを明らかにした。

1 就業・所得

(1) 高齢者の雇用機会の確保

公的年金の支給開始年齢との接続を確保するためにも、少なくとも希望に応じ65歳までの継続雇用を促進する必要がある。

(2) 家庭生活と職業生活の両立支援等

男女を問わず、家庭生活と職業生活の両立が可能となるよう、施策を講じていく必要がある。特に、女性の就業促進には、育児休業・介護休業制度の充実・導入促進、多様な保育サービスの提供が必要である。

(3) 労働時間短縮

労働時間短縮によって自由時間を確保することが必要である。自由時間の確保は、現役世代が自らの能力の研さんやボランティア活動に参加することなどを通じて地域社会とのつながりを持つことを可能にするものである。

(4) 公的年金制度の安定等

高齢期の生活の安定に資するため、公的年金について、雇用との連携を図り、高齢期の生活を保障する支柱として必要な給付水準を確保するとともに、制度の長期的安定と世代間の負担の公平を図ることが必要である。

2 健康・福祉

(1) 保健・医療・福祉サービスの総合化

個々の高齢者の身体的症状やニーズに応じ、適切かつ効果的にサービスを提供するには、保健・医療・福祉の各サービスの緊密な連携やサービス提供の主体である「公」と「民」の連携によるサービスの総合化が必要である。

(2) 健康づくり

個人が健康に関する自覚と認識を深め、生涯を通じて適切な健康づくりや成人病の予防などに取り組める体制を確立していく必要がある。

(3) 医療供給体制の整備等

国民が適切な医療サービスを受けられるよう、患者の症状に応じた医療施設機能の体系化を進めるとともに、訪問看護等の在宅医療を含む地域医療体制の整備を図る必要がある。

(4) 介護環境の整備等

介護が必要になった場合においても、残存機能を最大限に活用できるような介護サービスが適切に提供されることによって、尊厳を持った生活が保障されることが必要である。

(5) 人材の確保

介護の基盤づくりには、看護婦、ホームヘルパー、理学療法士、作業療法士など看護・介護等に携わるマンパワーの確保を図っていくことが重要である。

(6) 福祉用具等の開発普及

在宅や施設における高齢者の自立を促進するとともに、看護・介護等を行う者の負担を軽減するため、車いす等の福祉用具、在宅医療に適した医療機器・用具、医療情報システムについての研究開発や普及が必要である。

(7) 民間福祉サービスの健全な育成等

国民の福祉に対するニーズの多様化に対応するため、民間サービスの提供にも期待がかけられている。このため、その健全な育成が必要である。

(8) 福祉等に関する教育の充実

「福祉の心」を育てることは、連帯の精神に立脚した社会を構築するための基盤である。そのため、学校、企業、地域、家庭等での取り組みが必要である。

3 学習・社会参加

(1) 生涯学習の機会の確保等

国民が生きがいを高め、豊かに生活するためには、生涯にわたって学習活動、文化活動、スポーツ活動の推進が重要である。

(2) 地域における社会参加の促進

高齢者の社会参加及び住民の交流の機会の確保や必要な情報の提供に努めるとともに、福祉等のボランティア活動の推進に努めることが必要である。

4 生活環境

(1) 福祉のまちづくり

高齢者が住み慣れた地域において、自立した日常生活や社会活動への参加ができるよう、建築物、交通施設、道路等についてバリアフリー化された生活空間を面的に整備する福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

(2) 高齢者に適した住宅の整備等

バリアフリー化のための住宅建築基準の策定、公的住宅のバリアフリー化、住宅改造に対する公的支援などの施策を推進する必要がある。

(3) 高齢者に対する防災・防犯体制の整備等

高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するとともに、交通の安全を確保するための総合的な対策を推進していく必要がある。

以上のような調査内容を踏まえて、本調査会は、**高齢社会対策基本法案**を起草し、提出するとともに、3年間にわたる調査活動の概要、高齢社会対策基本法の趣旨と施策の基本的方向等を明らかにした調査報告書を提出した。

(2) 調査会経過

○平成7年1月25日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国民生活に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成7年6月2日（金）（第3回）

- 高齢社会対策基本法案**の草案について調査会長から説明を聴いた後、調査会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成7年6月16日（金）（第4回）

- 国民生活に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国民生活に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、今期の調査テーマを「本格的高齢社会への対応」とし、活動を続けてきた。平成7年6月2日、この3年間にわたる調査を踏まえ、各会派の

総意をもって高齡社会対策基本法案を起草、提出した。同法案は、同5日の参議院本会議で全会一致をもって可決、衆議院に送付された。

このたび、高齡社会対策基本法案を提出するに至るまでの調査の概要及び法律の趣旨と施策の基本的方向について取りまとめた報告書がまとまり、これを議長に提出した。その主な内容は以下の通りである。

1 高齡社会対策基本法案の提出

高齡社会対策基本法案は、我が国における急速な高齡化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齡社会対策の総合的な推進を図るため、高齡社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齡社会対策の基本となる事項、高齡社会対策会議の設置等を定めるものである。

2 高齡社会対策基本法案を提出するに至るまでの調査の概要

当調査会は、平成4年8月に設置されて以来、本格的な高齡社会に対応するための課題について、参考人からの意見聴取、公聴会の開催、政府からの説明聴取、有識者を招いての勉強会、海外派遣や委員派遣等による現地調査、委員間のフリートーキングなどの活動を行ってきた。

平成5年8月には、初年度の調査のまとめとして、高齡社会の現状と課題を概観するとともに、高齡者福祉の基本的方向について検討し、「『長寿社会対策10か年計画』の策定」、「高齡社会における施策の総合的な推進を図るための基本的な法律の制定」など10項目の政策提言を含む中間報告を決定し、議長に提出した。

また、平成6年6月には、2年度目の調査のまとめとして、初年度の調査報告の提言部分を中心としたフォローアップを行うとともに、家族・医療・生活保障の3つの分野について高齡者福祉の視点から施策を検証し、「高齡者向け住宅の整備促進・福祉のまちづくりの推進」「個々の高齡者のニーズに対応した介護システムの構築」など14項目の政策提言を含む中間報告を決定し、議長に提出した。

3年度目においては、2年度目の調査報告の提言部分を中心としたフォローアップを行うとともに、参考人からの意見聴取や委員間での意見交換などにより、高齡社会に対応するための施策の在り方等についての検討を重ねて、高齡社会対策基本法案を取りまとめ、提出した。

3 高齡社会対策基本法の趣旨と施策の基本的方向

(1) 社会のあるべき姿

国民が高齡化や自らの高齡期に不安を抱くことなく、長寿を喜び合えるようにするためには、すべての国民が等しくかけがえのない個人として互

いに尊重し合い、その生涯を自らの選択に基づいて、生き生きとして安心して暮らし、また、すべての国民が地域での主役としてその役割を担い、自己責任と他者への思いやりを持つ自立と連帯の社会でなければならない。こうした社会を実現するため、高齢社会対策基本法は、高齢社会対策の基本理念として社会のあるべき姿を描き、「公正で活力ある社会」「自立と連帯の精神に立脚した社会」「豊かな社会」を構築すべきことを明らかにした。

(2) 高齢社会対策の基本となる事項

高齢社会対策は、高齢化の進展に適切に対処するため、社会のシステムを再構築し、高齢社会における国民生活の安定向上を図ろうとするものである。このため、国民生活の基本となる就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境の4つの分野のシステムについて、施策を実施する上での基本的な考え方を明らかにした。

就業・所得については、高齢者の雇用機会の確保、家庭生活と職業生活の両立支援、労働時間短縮、公的年金制度の安定等が必要である。健康・福祉については、保健・医療・福祉サービスの総合化、健康づくり、医療供給体制の整備、介護環境の整備、人材の確保、福祉用具等の開発普及、民間福祉サービスの健全な育成、福祉等に関する教育の充実等が必要である。学習・社会参加については、生涯学習の機会の確保、地域における社会参加の促進等が必要である。生活環境については、福祉のまちづくり、高齢者に適した住宅の整備、高齢者に対する防災・防犯体制の整備等が必要である。

また、高齢社会対策の総合的推進のためには、内閣総理大臣を長とする高齢社会対策会議の設置、高齢社会対策に関する年次報告の国会への提出を義務づけることも必要である。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
6	高齢社会対策基本法案	国民生活に関する調査会長 鈴木 省吾君 (7. 6. 2)	7. 6. 2	7. 6. 5			7. 6. 5 可 決			継続審査 (内閣)	